

# 愛知県の融資制度にかかる信用保証について

信用保証制度とは、中小企業の方々から金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、公的機関である信用保証協会がその保証人となってお金を借りやすくなるようサポートする制度です。

- 1 申込資格**  
 法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居または事業所のいずれかを愛知県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医療法人等、NPO法人、中小企業等協同組合などです。  
 (NPO法人は特別小口保険を適用の場合であっても責任共有制度対象となる場合や、通常の保証料率と異なる場合があります。農業(一部の保証制度を除きます。)、林業、漁業、一部の遊興娯楽業等その他協会が支援するのは難しいと判断した業態、税金を滞納している方、保証協会の代位弁済を受け求償債務が残っている方などは利用できません。また、保証申込みについて、暴力団関係者等の反社会的勢力、金融あっせん屋等の第三者が介在している方も利用できません。)
- 2 連帯保証人**  
 原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。  
 (実質的な経営権を持っている方、営業許可名義人または申込人(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合など、連帯保証が必要となる場合があります。また、金融機関との連携等により一定の要件を満たす場合は法人代表者の連帯保証が不要となる場合があります。)
- 3 担保**  
 保証合計額が8,000万円を超える場合は、原則、担保が必要です。  
 (協会が取扱い可能と判断したときは、【経済対策特別】を利用する場合は1億2,000万円まで、【金融機関提案型】併用タイプを利用する場合は2億円まで、無担保信用保証枠を拡大しています。)
- 4 保証料率**

中小企業に関する日本最大のデータベースである「CRD」の評価結果に基づき、1~9のいずれかの区分の保証料率となります。(単位:年率%)

保証区分	料率区分	特別小口保険を適用 (責任共有制度対象外)	弾力料率区分								
			1	2	3	4	5	6	7	8	9
小規模企業等振興資金	通常資金	0.75	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38
	小口資金 (責任共有制度対象外)		1.83	1.65	1.49	1.34	1.14	0.94	0.78	0.62	0.46
一般事業資金		0.75	1.83	1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40
経済環境適応資金(下記のものを除く)		0.75	1.83	1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40
サポート資金【経済対策特別】及び【短期】	サポート資金【セーフティネット】 (責任共有制度対象外)	0.67	0.67								
			0.79								
サポート資金【経営改善等支援】※	(セーフティネット保証4号または5号を利用する場合)	—	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
			(国補助前0.45~2.10)								
パワーアップ資金【経営力強化】	(責任共有制度対象外)	—	0.20(国補助前0.85~1.05)								
			1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40	0.40
パワーアップ資金【貿易振興・海外展開】で海外投資関係保証を利用する場合	(責任共有制度対象外)	—	1.76	1.58	1.42	1.21	1.00	0.83	0.66	0.49	0.49
			1.05								
パワーアップ資金で経営革新関連保証又は地域経済牽引事業関連保証を利用する場合		0.67	0.67								
パワーアップ資金【防災】で事業継続力強化関連保証又は連携事業継続力強化関連保証を利用する場合		0.67	0.67								
創業等支援資金(責任共有制度対象外)		—	0.68								
再生・事業承継支援資金【再生】	通常型(責任共有対象)	0.67	0.67								
	通常型(責任共有対象外)		0.79								
再生・事業承継支援資金	感染症対応型※	—	0.20(国補助前0.80~1.20)								
再生・事業承継支援資金	経営者保証コーディネーターの確認を受けたうえで、事業承継特別保証を利用する場合	—	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

※ 国の補助により当初保証料は記載の保証料となりますが、条件変更等により、追加で発生する保証料については、カッコ内の料率が適用されます。

【保証料率の割引制度】(一部の保証制度は対象外)  
 会計参与を設置している会社の場合および担保提供をいただいた場合、保証料率をそれぞれ0.1%引き下げます。

- 5 申込必要書類** (①②の用紙は、愛知県信用保証協会の本・支店のほか、県内金融機関、市町村の商工担当課、商工会議所・商工会に用意しております。)

- ① 信用保証委託申込書
- ② 個人情報の取扱いに関する同意書(包括版で同意書を御提出頂いている場合は不要です。)
- ③ その他、主な添付書類
  - ・法人の場合は、商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)
  - ・確定申告書・決算書の写し(2期分)
  - ・許認可等を要する事業については、許認可証等の写し
  - ・設備資金の場合は、計画を証する見積書、函面等の写し
  - ・NPO法人の場合は、特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等

※信用保証委託契約書は融資実行時に必要となります。

## 豆知識 責任共有制度とは

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の方々を支援する制度です。

原則として、信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有することとなりますが、一部の制度については、信用保証協会が100%の保証をします。

<2022(令和4)年度>

# 中小企業金融の案内

2022年4月1日

## 愛知県・愛知県信用保証協会

愛知県では、県内で事業を営んでいる中小企業の方々に対して事業資金を融資する制度を設けています。

制度名	制度の概要
小規模企業等振興資金	小規模事業の方々から事業上必要とする資金を融資する制度です。県とすべての県内市町村が協調して運用しています。
一般事業資金	短期から長期までの一般的な事業資金を融資する制度です。
中小企業組織強化資金	組合向けに資金を融資する制度です。(株)商工中金のみで取り扱っています。
経済環境適応資金	経営安定を支援する「サポート資金」、積極的な経営を支援する「パワーアップ資金」のほか、「創業等支援資金」、「再生・事業承継支援資金」の4資金で構成されています。多様なニーズにお応えします。

各制度の内容は本紙の内側をご覧ください。

### 制度全般の特長

- ☆ 原則、固定金利となっていますので、計画的なご返済が可能です。
- ☆ 信用保証協会への信用保証料について、通常の料率に比べ低く設定しています。  
 また、一部の市町村では信用保証料等に対する助成制度を設けており、中小企業の方々の負担軽減を図っています。
- ☆ 身近な取扱金融機関の県内各店舗の窓口でお申込みいただけます。
- ☆ 信用保証を付して融資を申込み場合には、各商工会議所・商工会へ推薦書の作成を依頼することができます。

### 【お申込み先(取扱金融機関)】

銀行	三菱UFJ、みずほ、三井住友、りそな、横浜、第四北越、八十二、北陸、北國、静岡、清水、大垣共立、十六、三十三、百五、滋賀、京都、関西みらい、山口、百十四、伊予、愛知、名古屋、中京
信用金庫	愛知、豊橋、岡崎、いちい、瀬戸、半田、知多、豊川、豊田、碧海、西尾、蒲郡、尾西、中日、東春、岐阜、大垣西濃、東濃、桑名三重
信用組合	豊橋商工、愛知県中央、愛知商銀、名古屋青果物、イオ
その他	商工組合中央金庫、JA愛知信連

(注1)「小規模企業等振興資金」については、一部お取扱できない店舗があります。

(注2)【クラウドファンディング活用促進枠】の取扱いは一部の金融機関となります。詳細は中小企業金融課のWebページをご覧ください。

- 「小規模企業等振興資金 小口資金」については、次の機関でもお申込みができます。  
 事業所が名古屋市内にある方 — 愛知県信用保証協会  
 事業所が名古屋市外にある方 — 事業所のある市町村の商工担当課
- 経済環境適応資金のうち、「サポート資金【セーフティネット】\*1」、「創業等支援資金\*2」については、直接、愛知県信用保証協会へお申込みができます。
- 「創業等支援資金\*2」については、各商工会議所・商工会又は愛知県商工会連合会でもお申込みができます。  
 \*1 融資対象者のうち、第5号、第7号、第8号の認定を受けた場合は除く。  
 \*2 「創業等支援資金【クラウドファンディング活用促進枠】」は除く。

### 【お問合せ先】

- 制度全般について：愛知県経済産業局 中小企業金融課 電話052-954-6333  
 (パワーアップ資金[公害防止]について：愛知県環境局 環境政策課 電話052-954-6209)
- 信用保証について：愛知県信用保証協会 総合相談窓口 電話フリーダイヤル0120-454-754